

大学の世界展開力強化事業（平成28年度採択）中間評価結果

大 学 名	慶應義塾大学
整 理 番 号	B-7
事 業 名	LL.M.を用いたメコン地域諸国大学との協働によるアジア発グローバル法務人材養成プログラム（PAGLEP）の形成

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における評価

(総括評価) <b style="font-size: 2em;">A	これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
(コメント) <p>本プログラムは、メコン地域諸国のグローバル化に伴い、アジアにおける法的問題を共有し解決できる法務の専門家を養成する機関を構築するとともに、アジアを牽引する人材を養成するという明確な目的を持っている。</p> <p>受入学生に対しては、綿密な在籍管理体制の構築や学業に専念できる環境の整備のほか、英語対応可能な職員の複数配置や学習生活面の支援の観点からチューター制度を導入するなど、多岐に渡る対応が成されている。また、日本人学生に対しては、法律事務所や企業でのインターンシップやエクスターンシップを実施したり、就職情報の提供や法律の専門家による講演など、学生が法実務を学びやすい環境作りにより、現場での学びが十分に得られるよう配慮している点も評価できる。メコン地域諸国の法律はそれぞれの歴史や文化によって異なる状況において可能な限り共通の教材を作るという構想は、今後、国境を越えた法律問題に慶應義塾大学が中心となり、国際問題を解決できる人材育成に大いに成果を挙げるものと期待できる。</p> <p>一方で、デュアル・ディグリープログラム実施のための基盤整備に着実に取り組んでいるものの、相手大学とはカリキュラム内容も異なり、また、システム整備も進んでいない。さらに、日本人学生の派遣については3か月未満の短期留学に留まっていることから、中長期の派遣の拡大に努めることと、外国語力向上についても対策が望まれる。</p> <p>補助期間終了後も奨学金等の安定的な財政基盤を構築し、今後、需要が見込まれるアジアの法律の専門家のマーケットにおいて相手国の状況を理解した専門家を輩出できるよう、柔軟な検討と対策に期待したい。</p> <p>最後に、今後も補助期間終了後の継続的な実施を見据えた事業計画の策定と安定的な財源確保に努め、学内及び関係機関との質保証を伴う国際教育連携の推進と将来の我が国の更なる発展に向け、積極的に事業を展開していくことが期待される。</p>	